

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		2023年6月30日
都道府県知事 (市長)	殿	
提出者		
住所 滋賀県蒲生郡竜王町山面460番地		
氏名 秦食品株式会社 代表取締役社長 秦 利幸		
電話番号 0748-58-0252		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	秦食品株式会社	
事業場の所在地	滋賀県蒲生郡竜王町山面460番地	
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日	
①事業の種類	09 食品製造業	
②事業の規模	売上高 7,025,198,028円(第14期: R3.10.1～R4.9.30)	
③従業員数	138名	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	i) 食品残渣→産廃業者(乾燥・発酵)→堆肥化 ii) 汚泥(有機)→産廃業者(乾燥・発酵)→堆肥化 iii) 汚泥(有機)→社内(乾燥)→肥料素材売却(菌体肥料登録済み) iv) 食品残渣→社内排水処理型ごみ処理機(分解・発酵)→排水処理 v) 食品残渣→社内堆肥処理型ごみ処理機(分解・発酵)→堆肥売却	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
別紙「管理体制図」の通り	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項											
①現状	令和4年度 実績										
	<table border="1"><thead><tr><th>産業廃棄物の種類</th><th>野菜屑・排水残渣</th><th>汚泥</th><th>うどん・うどん生地 ほか</th><th>廃プラ</th></tr></thead><tbody><tr><td>排出量</td><td>974 t</td><td>1,913 t</td><td>84 t</td><td>162 t</td></tr></tbody></table>	産業廃棄物の種類	野菜屑・排水残渣	汚泥	うどん・うどん生地 ほか	廃プラ	排出量	974 t	1,913 t	84 t	162 t
	産業廃棄物の種類	野菜屑・排水残渣	汚泥	うどん・うどん生地 ほか	廃プラ						
	排出量	974 t	1,913 t	84 t	162 t						
(これまでに実施した取組) 排水処理型ごみ処理機により昨年同様年間296トンの芋皮の減量を行った。加えて堆肥処理型のごみ処理機2台を順次導入し年間396トン弱の生ごみを減量した。											
【目標】 令和5年度 計画											
②計画	<table border="1"><thead><tr><th>産業廃棄物の種類</th><th>野菜屑・排水残渣</th><th>汚泥</th><th>うどん・うどん生地 ほか</th><th>廃プラ</th></tr></thead><tbody><tr><td>排出量</td><td>1,700 t</td><td>1,900 t</td><td>100 t</td><td>150 t</td></tr></tbody></table>	産業廃棄物の種類	野菜屑・排水残渣	汚泥	うどん・うどん生地 ほか	廃プラ	排出量	1,700 t	1,900 t	100 t	150 t
	産業廃棄物の種類	野菜屑・排水残渣	汚泥	うどん・うどん生地 ほか	廃プラ						
	排出量	1,700 t	1,900 t	100 t	150 t						
既設排水処理型ごみ処理機1基と堆肥処理型ごみ処理機2基で生ごみ減量を行い野菜屑・排水残渣の外部処理委託量を800 t/年にする。堆肥処理型ごみ処理機は継続して増設を行い野菜屑とうどん廃棄物の減量を図る。また排水処理で発生した汚泥は新規導入乾燥機により2023年4月より本格的に肥料素材として売却する。第二排水処理槽（未乾燥）と第一排水処理槽で処理しきれない分が汚泥産業廃棄物として800 t/年残るが1,100トンほど減量予定である。今後継続して乾燥機を増設して汚泥の減量を行う。											

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 食品廃棄物、汚泥、廃プラは分別して処分している。昨年同様分別により廃プラの25%は業者でRPF利用している。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今のところ無し。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	令和4年度 実績		
	産業廃棄物の種類	野菜屑・排水残渣	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	396 t	
	(これまでに実施した取組)		
2022年8月に堆肥処理型ごみ処理機1基増設し合計2基で稼働中であり、順調に減量ができている。			
②計画	【目標】令和5年度 計画		
	産業廃棄物の種類	野菜屑・排水残渣	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	600 t	
	(今後実施する予定の取組)		
堆肥処理型ごみ処理機2基による年間を通した廃棄物減量(分解・発酵処理→堆肥売却)を行う。			

①現状	令和4年度 実績		
	産業廃棄物の種類	野菜屑・排水残渣	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	296 t	268 t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】令和5年度 計画		
	産業廃棄物の種類	野菜屑・排水残渣	汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	300 t	1,100 t
(今後実施する予定の取組)			
排水処理型ごみ処理機1台、堆肥処理型ごみ処理機2台で野菜屑・排水残渣1,200 tを処理し減量する。汚泥乾燥機をフル稼働して1,000 t/年の減量(有価物売却)する。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
①現状	【前年度（平成 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量				
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量				
	(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	令和4年度 実績】				
	産業廃棄物の種類	野菜屑・排水残渣	汚泥	その他（うどん・うどん生地ほか）	廃プラ
	全処理委託量	282 t	1,645 t	84 t	162 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	162 t
	再生利用業者への処理委託量	282 t	1,645 t	84 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t		t	t
	(これまでに実施した取組)				
<p>2022年度は2021年3月に導入した生ごみ処理機(分解・発酵後排水処理型)により芋皮を年間296トン減量した。さらに堆肥処理型生ごみ処理機2基(分解・発酵後堆肥売却)を2021年12月と2022年8月より順次稼働して2022年4月から2022年3月までに396トン堆肥原料として売却したが増産等の結果282トンが外部委託処理となった。うどん等不良品は58トン堆肥処理型生ごみ処理機で処理し162トンを牧場向けに売却した結果84トン外部委託処理している。</p>					

②計画	【目標】 令和5年度 計画				
	産業廃棄物の種類	野菜屑・排水残渣	汚泥	その他（うどん・うどん生地ほか）	廃プラ
	全処理委託量	800 t	800 t	100 t	150 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	150 t
	再生利用業者への処理委託量	800 t	800 t	100 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t		t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>2023年度は排水処理型ごみ処理機で引き続き300 t の減量を行う。また2021年度と2022年度に導入した堆肥処理型ごみ処理機2台をフルに稼働して野菜屑・排水残渣、うどん屑約600 t を減量し処理しきれなかった野菜屑・排水残渣の未処理800トン を外部委託処理する。汚泥は乾燥により1,100トンは肥料素材として売却し800トンが外部委託処理となる。その他と廃プラは上記が外部委託処理となる。</p>					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理に係る管理体制図

統括責任者		工場長
廃棄物担当		資材課、工務課 組織人員:5名
役割	管理委員会	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する ・資材課、工務課
	廃棄物処理統括責任者	<input type="checkbox"/> 廃棄物処方針の策定 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	産業廃棄物管理担当	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理計画の策定 <input type="checkbox"/> 廃棄物管理状況の把握と改善策の決定 <input type="checkbox"/> 処理業者、再生利用業者の調査、選定および管理 <input type="checkbox"/> 委託契約の締結 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の交付、管理 <input type="checkbox"/> 監督官庁への各種報告 <input type="checkbox"/> 社員、関連会社に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> その他関係する事項

廃棄物管理組織図

